

ご案内

2025年度 児童クラブ 共済制度

児童クラブ 支援員共済制度

賠償責任保険の
**補償が
アップ**

今年度より補償がアップしました。

【児童クラブ共済】

- ①死亡・後遺傷害保険金額を上げました。
- ②預かり品を損壊・紛失したときの賠償責任の補償を追加しました。
- ③借用した建物の賠償責任の補償を追加しました。

【児童クラブ支援員共済】

死亡・後遺傷害保険金額を上げました。



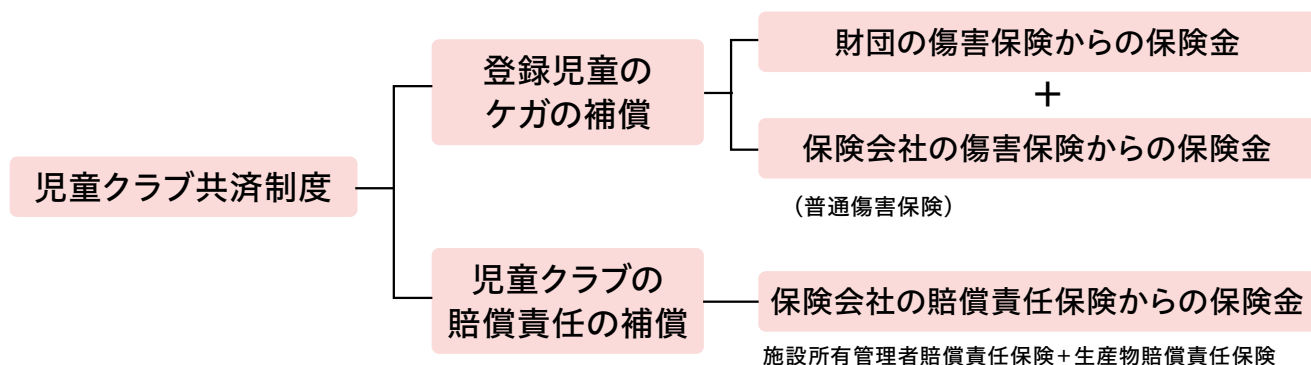
保険期間 2025年4月1日から2026年4月1日まで

一般財団法人 児童健全育成推進財団（認可特定保険業者）

（引受保険会社）損害保険ジャパン株式会社（幹事）／三井住友海上火災保険株式会社

1 児童クラブ共済制度

「児童クラブ共済制度」は「児童クラブの登録児童が、児童クラブ活動中にケガをした場合の補償（財団の保険と保険会社の保険の組み合わせ）」と「児童クラブが賠償責任を負った場合の補償（保険会社の保険のみ）」がセットされている制度です。



補償の内容

補償の対象となる主な事故

登録児童のケガ

登録児童が、保険期間中に児童クラブの施設内で活動中、もしくは児童クラブ支援員の指導のもとに施設外で活動中に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガを被った場合に保険金をお支払いします。学校・自宅と児童クラブの往復途上（合

理的な経路および方法により往復している間）や、児童クラブが主催して行う遠足等の野外活動中も対象となります。また、熱中症、細菌性・ウィルス性食中毒も補償の対象となります。

児童クラブの賠償責任

被保険者である児童クラブが、保険期間中に、次のような事故により登録児童またはその他の第三者の生命や身体を害したり、他人の財物を損壊（滅失、破損、汚損もしくは紛失するこ

と、または盗取されること）した場合に被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

例1) 児童クラブが所有・使用、または管理している施設・設備・用具等の管理上の不備による事故（施設所有管理者賠償責任保険）

児童クラブの本棚の設置に不備があり、倒れてきたため児童が下敷きとなってケガをした。



例2) 児童クラブが登録児童に対して行う指導・業務上の過失による事故（施設所有管理者賠償責任保険）

火災が発生し、誘導の不善から児童がやけどをした。



例3) 児童クラブが提供した飲食物に起因する事故（生産物賠償責任保険）

児童クラブで児童に与えたおやつが原因で食中毒になった。



ご注意

ご加入にあたって登録児童の名簿が備え付けられている必要があります（保険金請求時に必要となります。）。また、必ず登録児童全人数でご加入ください。

保険金額と保険料

登録児童の傷害（ケガ）の補償

財団の傷害保険および特約と保険会社の普通傷害保険および特約で構成されています。

財団の特約 留守家庭児童団体傷害保険特約

保険会社の特約 留守家庭児童団体傷害保険特約（準記名式契約）、熱中症危険補償特約、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約（自動セット）

保険金の種類		A型の保険金額			B型の保険金額料		
			うち財団部分	うち保険会社部分		うち財団部分	うち保険会社部分
補償がアップ 死亡・後遺障害保険金額		350万円	260万円	90万円	1,100万円	730万円	370万円
傷害 保険金	入院保険金日額	5,000円	4,000円	1,000円	7,500円	6,000円	1,500円
	手術保険金	① 入院中に受けた手術の場合（入院保険金日額）×10 ② ①以外の手術の場合（入院保険金日額）×5					
	通院保険金日額	2,000円	1,500円	500円	3,000円	2,000円	1,000円
療養保険金 （30日以上療養）		2万円（財団の保険部分のみ）			3万円（財団の保険部分のみ）		

保険料

保険期間1年、一時払

傷害（ケガ）の保険料と 型の種類	A型			B型		
		うち財団部分	うち保険会社部分		うち財団部分	うち保険会社部分
登録児童1名あたり	1,620円	1,089円	531円	3,240円	1,845円	1,395円

児童クラブの賠償責任の補償

保険会社の施設所有管理者賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険および特約で構成されています。被害者対応費用特約、事故対応特別費用特約、借用施設に関する特約

保険金の種類と区分	保険金限度額	自己負担額
施設所有管理者賠償責任 身体賠償	1名につき5,000万円 1事故につき3億円	1事故につき1,000円
施設所有管理者賠償責任 対物賠償	1事故につき500万円	1事故につき1,000円
生産物賠償責任 身体賠償	1名につき5,000万円 1事故につき3億円※	1,000円
預かり品を損壊・損失したとき （受託者賠償責任）	補償がアップ 1事故につき30万円	1事故につき5,000円
借用した建物 （借用施設に関する特約）	補償がアップ 1事故につき300万円	1事故につき5,000円

※児童クラブで提供した飲食物による事故は、1事故保険金限度額が年間のお支払い限度額となります。

保険料

保険期間1年、一括払

賠償責任保険の保険料（登録児童1名あたり）	200円
-----------------------	------

（注）賠償責任の補償のみのご加入はできません。「傷害（ケガ）の補償」とセットでご加入ください。

お支払いする保険金

登録児童の傷害（ケガ）

保険金は健康保険・生命保険・加害者からの賠償金等の支払いや児童クラブの賠償責任の有無とは関係なく、お支払いします。

- (1) **死亡保険金**：事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。
- (2) **後遺障害保険金**：事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。
- (3) **入院保険金**：事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院に対し、入院1日につき入院保険金日額をお支払いします。
- (4) **通院保険金**：事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院し医師の治療を受けた場合、通院1日につき通院保険金日額をお支払いします。（90日限度）ただし、入院保険金をお支払いすべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。

(5) **手術保険金**：事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に公的医療保険制度の給付対象である手術や先進医療に該当する手術を受けた場合、入院中に受けた手術は入院保険金日額の10倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍の額をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。※手術のうち、「創傷処理」、「皮膚切開術」など手術保険金の対象外となるものがあります。

(6)療養保険金（財団の保険部分のみ）

入院・通院日数が合わせて30日以上になる医師の加療を受けたとき、前記（3）（4）の保険金に上乗せしてお支払いします。

※柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）、灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

普通傷害保険の保険金のお支払い方法等重要な事項は、7ページの「児童クラブ共済制度・児童クラブ支援員共済制度のあらまし（契約概要のご説明）」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

児童クラブの賠償責任

(7)賠償責任保険金

児童クラブが法律上の損害賠償責任に基づいて、被害者もしくはその遺族に支払わねばならない損害賠償金（適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および児童クラブの過失割合等によって決まります。）を保険金限度額の範囲内でお支払いします。また次の諸費用もお支払いします。

(1)法律上の損害賠償金

- ①身体賠償事故の場合…治療費、休業損失、慰謝料など
- ②財物賠償事故の場合…修理費、再調達費など

(2)ケガをした人に対する応急手当、緊急措置などに要した費用

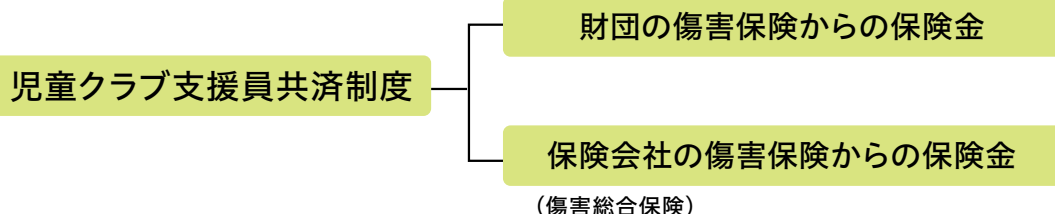
(3)訴訟になった場合は訴訟費用や弁護士報酬（損保ジャンの事前の承認が必要です。）など

なお、あらかじめ保険会社の承認を得ないで賠償責任を認めたり賠償金などを支払われて場合には保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

※財物に損害を与えた場合の修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

2 児童クラブ支援員共済制度

「児童クラブ支援共済制度」は、児童クラブ支援員（おもに地方公務員災害補償法等の適用を受けることができない児童クラブの支援員および補助員等）が就業中にケガをした場合の制度（財団の保険と保険会社の保険の組み合わせです）



補償の内容 補償の対象となる主な事故

児童クラブの内外を問わず、児童クラブ支援員が就業中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガを被った場合に保険金をお支払いします。熱中症、細菌性・ウィルス性食中毒も補償の対象となります。

※就業中とは、その職業または職務に従事している間などを指すものであり、研修会・関係会議に出席した場合などのほか、児童クラブへの往復途上（合理的な経路および方法により往復している間）も対象となります。

※日射または熱射（熱中症）による身体の障害および細菌性食中毒（O-157など）、ウィルス性食中毒（ノロウイルスなど）による身体の障害も補償の対象となります。

ご加入にあたって

- 児童クラブ支援員共済の保険料は1日あたりの最高稼働人数をもとに計算してください。
- 最高稼働人数の設定にあたっては保険開始月の最高稼働人数をご申告のうえ、お手続きください。
- ご加入後に最高稼働人数が変動（増減）する際は財団まで必ずお申し出ください。

最高稼働人数のご申告について

保険金請求時にご加入当時にご申告いただいている最高稼働人数が実際の人数と相違しているケースが多くなっております。この場合、保険金のお支払いがスムーズにできなくなる可能性があるため、正しい最高稼働人数のご申告をお願いいたします。以下の場合には特にご注意ください。

最高稼働人数のご申告の例

	例	正しい申告内容																		
①	児童クラブ支援員数が午前3名、午後3名の場合。 <シフト表> (*1)出勤する場合「○」を記入。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>午前</th><th>午後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Aさん</td><td>○(*1)</td><td>○</td></tr> <tr> <td>Bさん</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr> <td>Cさん</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr> <td>Dさん</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>計</td><td>3名</td><td>3名</td></tr> </tbody> </table>		午前	午後	Aさん	○(*1)	○	Bさん	○	—	Cさん	—	○	Dさん	○	○	計	3名	3名	ご申告いただく最高稼働人数(*2) (誤) 3名 → (正) 4名 (*2) 1日あたりの延べ稼働人員の最大人数をいいます。
	午前	午後																		
Aさん	○(*1)	○																		
Bさん	○	—																		
Cさん	—	○																		
Dさん	○	○																		
計	3名	3名																		
②	加入時の児童クラブ支援員数は2名だったが、夏休みの受入児童数増加にともない7月1日から児童クラブ支援員数を4名に増やす場合。	・加入時：最高稼働人数2名。 ・増加時：2名増加する旨を6月30日までに最高稼働人数変更通知書にて財団あてにご連絡ください																		

保険金額と保険料

財団の傷害保険及び特約と保険会社の傷害総合保険および特約で構成されています。

財団の特約 児童クラブ支援員・児童厚生員補償特約

保険会社の特約 就業中のみ補償特約、熱中症危険補償特約、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約、

準記名式契約（一部付保）、入院保険金、手術保険金および通院保険金支払変更特約

保険金の種類		A型の保険金額			B型の保険金額			C型の保険金額		
			うち財団部分	うち保険会社部分		うち財団部分	うち保険会社部分		うち財団部分	うち保険会社部分
補償がアップ 死亡・後遺障害保険金額		535万円	350万円	183万円	1,065万円	700万円	365万円	2,130万円	1,400万円	730万円
傷害 保険金	入院保険金日額	4,000円	3,200円	800円	8,000円	6,400円	1,600円	16,000円	12,800円	3,200円
	手術保険金	① 入院中に受けた手術の場合（入院保険金日額）×10 ② ①以外の手術の場合（入院保険金日額）×5								
	通院保険金日額	2,000円	1,700円	300円	4,000円	3,400円	600円	8,000円	6,800円	1,200円
療養保険金 （30日以上療養）		1万円 （財団の保険部分のみ）			2万円 （財団の保険部分のみ）			4万円 （財団の保険部分のみ）		

保険料

保険期間1年、職種級別A級、団体割引20%

傷害（ケガ）の保険料と 型の種類	A型			B型			C型		
		うち財団部分	うち保険会社部分		うち財団部分	うち保険会社部分		うち財団部分	うち保険会社部分
最高稼働人数1名あたりの 保険料（12か月）	4,020円	2,740円	1,280円	8,040円	5,490円	2,550円	16,080円	10,980円	5,100円

お支払いする保険金

児童クラブ支援員のケガ

保険金は健康保険・生命保険・加害者からの賠償金等とは関係なく、別枠でお支払いします。

- (1) 死亡保険金：事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。
- (2) 後遺障害保険金：事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。
- (3) 入院保険金：事故によりケガをされ、入院をされた場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院に対し、入院1日につき入院保険金日額をお支払いします。
- (4) 通院保険金：事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院し医師の治療を受けた場合、通院1日につき通院保険金日額をお支払いします。（90

日限度）ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。

- (5) 手術保険金：事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に公的医療保険制度の給付対象である手術や先進医療に該当する手術を受けた場合、入院中に受けた手術は入院保険金日額の10倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍の額をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりあります。※手術のうち、「創傷処理」、「皮膚切開術」など手術保険金の対象外となるものがあります。

- (6) 療養保険金（財団の保険部分のみ）

入院・通院日数が合わせて30日以上になる医師の加療を受けたとき、前記（3）（4）の保険金に上乗せしてお支払いします。

傷害総合保険の保険金のお支払い方法等重要な事項は、7ページの「児童クラブ共済制度・児童クラブ支援員共済制度のあらまし（契約概要のご説明）」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

傷害保険について

1. 児童クラブ共済制度・児童クラブ支援員共済制度（普通傷害保険・傷害総合保険）のあらまし（契約概要のご説明）

■商品の仕組み：

〈児童クラブ共済制度（登録児童の傷害（ケガ）の補償）〉
傷害保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。

〈児童クラブ支援員共済制度〉

傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。

■保険契約者：一般財団法人児童健全育成推進財団（保険会社部分）、児童クラブ等（財団部分）

■保険期間：〈児童クラブ共済制度〉2025年4月1日午後4時から2026年4月1日午後4時までとなります。

〈児童クラブ支援員共済制度〉継続加入の場合、2025年4月1日午後4時から2026年4月1日午後4時までとなります。新規加入の場合、2025年4月1日午前0時から2026年4月1日午後4時までとなります。

■申込締切日：2025年3月31日（月）

■引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

■加入対象者：児童クラブ

■被保険者：児童クラブ共済制度については児童クラブの登録児童。児童クラブ支援員共済制度については児童クラブ支援員

■お支払方法：郵便振替または銀行振込による一時払

■お手続方法：下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の一般財団法人児童健全育成推進財団共済部までご送付ください。

ご加入対象者	お手続き方法
新規加入の皆様	添付の「加入申込票」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただきます。
継続加入の皆様	

（注）ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。

■中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険開始日は、一般財団法人児童健全育成推進財団が加入を承諾した日の翌日からとなります。

〈児童クラブ共済制度〉承諾日翌日の午前0時から2026年4月1日午後4時までとなります。

〈児童クラブ支援員共済制度〉承諾日翌日の午前0時から2026年4月1日午後4時までとなります。

■中途脱退：この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入窓口の一般財団法人児童健全育成推進財団共済部までご連絡ください。

■団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体の加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

■満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

2. 補償の内容（普通傷害保険・傷害総合保険）【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によりケガ（※）をされた場合に、保険金をお支払いします。

「児童クラブ共済制度」では児童クラブを利用する児童が児童クラブの施設内または児童クラブの指導のもとに施設外で活動中の事故によりケガ（※）をされた場合に、保険金をお支払いします。（学校・自宅と児童クラブの往復途上（合理的な経路および方法により往復している間）や児童クラブが主催して行う遠足等の野外活動中も対象となります。）

「児童クラブ支援員共済制度」では児童クラブ支援員が児童クラブの内外を問わず、就業中（被保険者がその職業または職務に従事している間（通勤途上を含みます。））の事故によりケガ（※）をされた場合に、保険金をお支払いします。

（※）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。また、「熱中症危険補償特約」がセットされていますので、日射または熱射による身体の障害もお支払いの対象となります。

（注）保険期間の開始日より前に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

（注）靴ずれ、車酔い、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害（国内外補償）	死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて 180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※1）を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセットしない場合） ⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見（※2）のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが 5m を超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故など （※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 （※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
	後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて 180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合（4%～100%）	
	入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日（注）以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額＝入院保険金日額 × 入院日数（事故の発生の日から180日以内） （注） 児童クラブ支援員共済制度は傷害総合保険に入院保険金、手術保険金および通院保険金支払変更に関する特約がセットされています。	
	手術保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて 180日（注）以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1 事故につき1 回の手術にかぎります。なお、1 事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、＜入院中に受けた手術の場合＞の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術（※1） ②先進医療に該当する手術（※2） ＜入院中に受けた手術の場合＞ 手術保険金の額＝入院保険金日額×10（倍） ＜外来で受けた手術の場合＞ 手術保険金の額＝入院保険金日額×5（倍） （注）児童クラブ支援員共済制度は傷害総合保険に入院保険金、手術保険金および通院保険金支払変更に関する特約がセットされています。 （※1）以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 （※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	
	通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日（注1）以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いすべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 保険金の額＝通院保険金日額 × 通院日数（事故の発生の日から180日以内の90日限度） （注1）児童クラブ支援員共済制度は傷害総合保険に入院保険金、手術保険金および通院保険金支払変更に関する特約がセットされています。 （注2）通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靱帯損傷等のケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等）を固定するために医師の指示によりギプス等（※）を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 （※）ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 （注3）通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	

その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

用語のご説明

用語	用語の定義
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryoku/kan.html)
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

3. ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと (注意喚起情報のご説明)

1) ご加入時における注意事項 (告知義務等)

■ご加入の際は、加入申込票等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。

■加入申込票等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。

■ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入申込票等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

- 被保険者の職業または職務
- 被保険者の人数(児童クラブ共済制度の場合は登録児童数、児童クラブ支援員共済制度の場合は最高稼働人数)
- 他の保険契約等(※)の加入状況

(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

*告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

■死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

2) ご加入後における留意事項 (通知義務等)

■加入申込票等記載の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または

損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。

■変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。

■この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

<プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業>

■被保険者の人数が変更となる場合(児童クラブ支援員共済制度の場合)被保険者の人数が増加または減少となる場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。ご通知いただいた内容に基づき、保険料を請求または返還します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。

■加入申込票等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

■ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。

■団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>

被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

■保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

<重大事由による解除等>

■保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

<他の身体障害または疾病の影響>

■すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

3) 責任開始期

〈児童クラブ共済制度〉は2025年4月1日午後4時から2026年4月1日午後4時までとなります。〈児童クラブ支援員共済制度〉は2025年4月1日午後4時から2026年4月1日午後4時までとなります。(新規加入の場合、2025年4月1日午前0時から2026年4月1日午後4時までとなります。)

*中途加入の場合は、p.7(■中途加入)をご参照ください。

4) 事故がおきた場合の取扱い

■事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

■保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

(※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1) 事故の内容またはケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書など
③	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書など ②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写)など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書など

■上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

■ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

5) 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

6) 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。

(注) ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いすべきケガによって被保険者が死亡された場合は、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

7) 複数の保険会社による共同保険契約の締結

この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。引受保険会社および引受割合につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問合せください。

4. ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、後記の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1) 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかご確認ください。

- ☐ 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約
- ☐ 保険金額
- ☐ 保険期間
- ☐ 保険料、保険料払込方法
- ☐ 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2)ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。

□パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。

□職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。（右表参照）

3)お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

□特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造作業、漁業作業、建設作業（高所作業の有無を問いません。）、採鉱・採石作業、自動車運転者（バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者）、農林業作業
※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。 ※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）の方等についてはお引き受けできません。	

賠償責任保険について

1. 児童クラブ共済制度（賠償責任保険）のあらまし（契約概要のご説明）

■商品の仕組み

賠償責任保険普通保険に施設所有管理者特約、生産物特約、受託者特約等、各種特約をセットしたものです。

■保険契約者：一般財団法人児童健全育成推進財団

■保険期間：2025年4月1日午後4時から2026年4月1日午後4時までとなります。

■申込締切日：2025年3月31日（月）

■引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

■加入対象者・被保険者：児童クラブ

■お支払方法：郵便振替または銀行振込による一括払

■お支払方法：加入申込票に必要事項をご記入のうえ、ご加入窓口の一般財団法人児童健全育成推進財団共済部までご送付ください。

■中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険開始日は一般財団法人児童健全育成推進財団が加入を承諾した日の翌日の午前0時からとなります。承諾日翌日の午前0時から2026年4月1日午後4時までとなります。

■中途脱退：この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入窓口の一般財団法人児童健全育成推進財団共済部までご連絡ください。

■解約返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

2. 補償の内容（賠償責任保険） 【保険金をお支払いする主な場合と お支払いできない主な場合】

1) 保険金をお支払いする主な場合

賠償責任保険では児童クラブが、保険期間中に偶発的な事故により、児童やその他第三者に身体の障害を与えたり、第三者の財物を損壊させた場合、児童クラブが提供した生産物による第三者への身体に障害を与えた場合、他人から預かった物（受託物）を壊した場合等に法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。

①損害賠償金（治療費、休業補償、慰謝料、修理費等）

②他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をするために支出した費用。

③損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用。

④訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用。

※損保ジャパンの承認を得て支出した費用にかぎります。

⑤損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用。

⑥他人の身体の障害や財物の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用。

1回の事故について、損保ジャパンが支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が免責金額（自己負担額）を超過する金額とし、加入者証に記載された保険金額を限度とします。

なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。

*修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

2) 保険金をお支払いできない主な場合

賠償責任保険では、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。

(1) 【賠償責任保険普通保険約款の主な免責事由】

①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。
ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。

②地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任。

③記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任。

④被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任。 など

(2) 【賠償責任保険追加条項の主な免責事由】

①医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体美容または整形に起因する賠償責任。

②記名被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊につい

て、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任。 など

(3)【施設所有管理者特約条項の主な免責事由】

- ①航空機、昇降機、自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。）または施設外における船、車両（自動車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）もしくは動物の所有、使用または管理（貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。）に起因する賠償責任。 など
- ②給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏えいまたは汜らんする液体、気体、蒸気等による財物の損壊に起因する賠償責任。 など

(4)【生産物特約条項の主な免責事由】

- ①生産物または仕事のかしに基づく生産物（その生産物そのものをいい、その他の部分を含みません。）または仕事の目的物自体の損壊に対する賠償責任。（その生産物もしくはその仕事の目的物の使用不能または廃棄、検査、修理、交換、取りこわしもしくは解体による賠償責任を含みます。）
- ②記名被保険者または記名被保険者以外の被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 など

(5)【受託者特約条項の主な免責事由】

- ①貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型、その他これらに類する受託物が損壊し、または紛失もしくは盗取されたことに起因する賠償責任。
- ②受託物が委託者に引き渡された日から30日を経過した後に見えられた受託物の損壊に起因する賠償責任。 など

3. 補償の対象となる方（賠償責任保険の被保険者）

- ①記名被保険者
 - ②記名被保険者の役員 使用人
- ※②は記名被保険者の業務に関するかぎりにおいて、補償の対象（被保険者）となります。

4. ご加入に際して特にご注意いただきたいこと （注意喚起情報のご説明）

1) ご契約締結時における注意事項（告知義務）

- (1)保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

■告知事項

加入申込票および付属書類の記載事項すべて

※加入申込票にご記載いただく内容については、正確に告知願います。

- (2)保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項（注）について、故意または過大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約を解除したり、保険金をお支払いできないことがあります。

（注）告知事項のうち危険に関する重要な事項

①記名被保険者②業務内容③損保ジャパンが加入申込票以外の書面で告知を求めた事項④その他加入者証記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数字を記載する場合はその内容。

2) ご契約締結後における注意事項（通知義務）

- (1)保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

■加入申込票および付属書類の記載事項に変更が発生する場合（ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。）

（注）加入申込票等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

- (2)以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なお連絡ができないことがあります。

■ご契約者の住所などを変更される場合

- (3)ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約を解除することがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

(4)重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

3) <賠償責任保険>事故が発生したら

■万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。

保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下を履行しなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

- (1)以下の事項を遅滞なく書面で通知してください

- ①事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所 氏名 名称
- ②上記①について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
- ③損害賠償の請求の内容

- (2)他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をしてください。

- (3)損害の発生および拡大の防止に努めてください。

- (4)損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。

- (5)損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。

- (6)他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく適知してください。

- (7)上記の(1)～(6)のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。

■この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。

■児童クラブが損害賠償責任を負う事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を行っていただくことになります。

■示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一

部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

■保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。(p.13表を参照)

■損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の完了した日から原則、30日以内に保険金を支払います。ただし、以下の場合には、30日超の日数を要することがあります。

- ①公的機関による捜査や調査の紹介
- ②専門機関による鑑定結果の紹介
- ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
- ④日本国外での調査
- ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期限を延長することがあります。

■保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金を支払われない場合がありますのでご注意ください。

■賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

■被害者が保険金を請求する場合、被保険者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

5.<賠償責任保険>ご注意

■賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項等によって構成されています。

(注)賠償責任保険普通保険約款以外の普通保険約款については、そのご契約に適用される約款(傷害保険普通保険約款、傷害総合保険普通保険約款、特約条項等)、パンフレット等をご確認ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

■この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。

■この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。

■加入申込票の記載内容が正しいか十分にご確認ください。

■保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。

■保険料算出の基礎となる登録児童数、お客様の保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入申込票の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合、必ず訂正や変更をお願いします。

■ご契約を解約される場合には、一般財団法人児童健全育成推進財団までお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料の返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱保険代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

■実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入申込票にてご確認ください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書(写)、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書
③	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売登記簿謄本、売買契約書(写)、登録事項等証明書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収書、承諾書 など

保険期間

〈児童クラブ共済制度〉2025年4月1日午後4時から2026年4月1日午後4時までとなります。

〈児童クラブ支援員共済制度〉継続加入の場合、2025年4月1日午後4時から2026年4月1日午後4時までとなります。

新規加入の場合、2025年4月1日午前0時から2026年4月1日午後4時までとなります。

- 保険期間の中途でもご加入できます。(詳細は中途加入の項をご覧ください。)

加入手続き

- ①加入方法(加入申込票記入例をご参照ください。)

添付の加入申込票に必要事項をご記入、ご捺印のうえ、同封の返信用封筒にて、(一財)児童健全育成推進財団共済部あてにお送りください。

注1)必ず捺印した加入申込票をお送りください。

注2)児童クラブ共済制度は児童クラブ内での一部の児童のみの加入はできません。必ず登録児童全人数でご加入ください。

注3)児童クラブ支援員共済制度は児童クラブ支援員の保険期間中における1日あたりの最高稼働人数でご加入ください。

注4)この保険契約と補償内容が重複する他の保険契約がある場合は必ずご記入ください。

- ②保険料の送金

加入申込票の右にある郵便払込取扱票もしくは銀行振込依頼書によりご送金ください。

保険期間が開始しても、ご送金がない場合には、共済制度の効力は生じませんのでご注意ください。

※請求書が必要な場合は同封の請求書をご利用ください。

<ご送金先>

郵便振込の場合

00100-7-542029

名義 一般財団法人 児童健全育成推進財団 クラブ共済口

銀行振込の場合

みずほ銀行 渋谷支店 普通 1402250

名義 (一財)児童健全育成推進財団 クラブ共済口

- ③申込締切日(保険料必着) 2025年3月31日(月)

- ④その他留意点

●児童クラブ共済制度

<保険期間中の登録児童の増減について>

登録児童の人数に増減が生じた場合は、加入者証に同封される登録児童数変更通知書に必要事項をご記入のうえ、(一財)児童健全育成推進財団共済部あてにFAXまたは郵送でお送りください。

<保険料の年度末精算について>

児童の増減に伴う保険料の追加返還は、保険期間終了後にまとめてご精算いただきます。したがって、増員の場合もご連絡の都度、保険料をお支払いいただく必要はありません。なお、ご加入を脱退(解約)される場合にも、

児童の増減員に対する精算を行う必要があります。

●児童クラブ支援員共済制度

<保険期間中の支援員の増員または減員>

保険期間中における1日あたりの最高稼働人数が増員または減員となった場合は、(一財)児童健全育成推進財団共済部までご連絡ください。

●ご加入内容の変更その他

住所変更など加入者証に記載された事項に変更が生じた場合や保険金額等ご契約内容を変更される場合は、必ず事前に

(一財)児童健全育成推進財団共済部までご連絡ください。ご連絡がない場合、変更後の事故については保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

中途加入

- ①中途加入月日

中途加入は、随時受付しております。

- ②中途加入方法

中途加入の手続方法は加入手続きの項と同じです。

(一財)児童健全育成推進財団共済部へ加入申込票を送付し、保険料を郵便振替または銀行振込にてご送金ください。

加入者証

加入申込票の到着と、保険料のご入金を確認でき次第、加入者証を送付します。内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

事故発生するとき

- ①事故が発生した場合は、事故報告書(加入者証と同封)に事故内容をご記入のうえ、損保ジャパンへ直ちにFAX(またはご送付)ください。

- ②事故報告書が到着後、保険金請求に必要な書類を損保ジャパンよりお送りします。(書類到着までには、2週間程度お時間がかかります。)

注1)「児童クラブ共済制度」「児童クラブ支援員共済制度」の損害事故について保険金は、直接ケガをした人側(ケガをした人が児童の場合は、児童本人もしくは親権者など)にお支払いします。なお、財団からの補償分および保険会社からの補償分はともに一括で(一財)児童健全育成推進財団よりお支払いします。

注2)「児童クラブ共済制度」の賠償事故について

児童クラブに管理責任のある賠償事故については、児童クラブと損保ジャパンが十分協議のうえ、迅速かつ公平に賠償責任の有無、賠償額を決定させていただきます。なお、損保ジャパンに連絡する前に責任(ミス)を認めたり、賠償金を支払うといった発言はせず、「専門の人に相談する旨」お話しください。責任が発生するか否か不明の場合も同じです。

保険金は原則児童クラブ管理者にお支払いします。

※賠償事故では、必ず損保ジャパンにご相談いただきながら児童クラブが被害者との示談交渉を行っていただくこと

になります。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

注3) 事故の発生の日から30日以内にご連絡のない場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

個人情報の取扱いについて

- 保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国に

ある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、本制度では契約の安定的な運用を図り、制度運営の健全性維持およびサービス提供のため、加入者および被保険者の保険金請求情報等を引受保険会社が団体契約者である一般財団法人児童健全育成推進財団に提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト (<https://www.sompo-japan.co.jp/>) をご覧いただくか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

制度内容に関するお問い合わせ先

このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容は下記までお問い合わせください。

- 契約者 一般財団法人児童健全育成推進財団共済部（認可特定保険業者）
〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-12-15 日本薬学会ビル7F
Tel.03-3486-2821（直通）（受付時間：平日の午前9時30分から午後5時30分まで）
- 取扱代理店 有限会社ナック
〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-2-4 青山アルコーブ809
Tel.03-3406-1991（受付時間：平日の午前10時から午後4時まで）
- 引受幹事保険会社 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部第二課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
Tel.03-3349-5137（受付時間：平日の午前10時から午後4時まで）

●保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】
（ナビダイヤル）0570-022808（通話料有料）

受付時間 平日：午前9時15分～午後5時
（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 <https://www.sonpo.or.jp/>

事故に関するお問い合わせ先

損害保険ジャパン株式会社 本店企業保険金サービス部 団体保険金サービス第一課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 損保ジャパン本社ビル

◆代表電話番号:03-3349-5280（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

◆F A X 番 号:042-452-3803（事故報告書送付先）

※必ず「児童クラブ共済制度」または「児童クラブ支援員共済制度」に加入している旨をお伝えください。

※平日夜間、土日祝日の場合は、次の事故サポートセンターへご連絡ください。

0120-727-110受付時間 24時間／365日

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトには約款・

ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●加入者証は大切に保管してください。また、3か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

その他注意点

- この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては損保ジャパンまたは取扱代理店までお問い合わせください。

【普通傷害保険・傷害総合保険】

傷害保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。ただし、一般財団法人 児童健全育成推進財団（認可特定保険業者）の傷害保険は損害保険契約者保護機構の補償対象とはなりません。

【賠償責任保険】

賠償責任保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から

3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

○取扱代理店の「有限会社ナック」は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っています。したがって取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

○この制度は、児童健全育成推進財団を契約者とする団体契約であり、会員である児童福祉法第6条の3第2項の条文に記載されている全国の児童クラブを対象に募集するものです。詳細はお問い合わせください。

○「児童クラブ共済制度」の保険会社部分の傷害部分は団体割引・優良割引を適用しています。